

景観配慮事例のご紹介（屋上広告物撤去）

建物の高い位置にある屋外広告物は、眺望景観に影響を与える要素の一つです。このため、尾道市では、平成19年施行の「尾道市屋外広告物条例」で、景観地区内の建物屋上への屋外広告物の設置を禁止し、関係者のご協力をいただきながら、撤去を進めています。（※条例施行前から設置してある屋外広告物は、当面の間設置が認められています。）

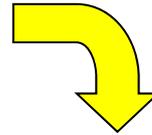
【ご協力者】中華そば つたふじ本店 様

【ご協力年月】平成27年7月

【施工会社】カンバン ミドリ工芸（岡山県笠岡市城見台6-3）

【現地写真】

【撤去前】



【撤去後】

場所：尾道市土堂二丁目10-17



【ご協力者より】 中華そば つたふじ本店 様

尾道市（まちづくり推進課）から、景観施策のため屋上看板の取り外しについての協力依頼があり、関係各位の理解のもと補助金を活用して取り外すことにいたしました。このことが、尾道市の取り組みを進める一つの契機となるのであれば嬉しいことです。

当店は、昭和20年代初めに先代が屋台から始め、同じ味を今も引き継ぎ守っています。カウンターだけのお店ですので店内がいっぱいの際には外でお待ちしていただくことになりご迷惑をお掛けすることがありますが、皆さまのお越しをお待ちしています。